

糸満市観光関連等事業者支援給付金事業 申請要領

【お問合せ先】

糸満市支援給付金事業事務局（土日祝は休み）

TEL ①080-6499-8656

②080-6499-8658

10:00~17:00

※いずれかの番号へおかけください

申請期間 **令和3年4月22日(木)~令和3年5月31日(月)**

■委託元 糸満市商工水産課

■受託事業者 糸満市観光協会

●事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、打撃を受けた糸満市内の観光業に関連する事業者等に対し予算の範囲内において、支援金を交付することを目的とする事業

●対象事業者

市内に事業所を有する法人及び個人事業者で次のいずれかに該当する者。ただし、「畜産農家コロナ対策支援事業」による給付を受けた者は除くものとする。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する沖縄県知事(以下「県知事」という。)による営業の許可を受け、市内に旅館、ホテル、及び簡易宿所を有し営む者
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出を沖縄県知事に行い、かつ、市内にて民泊施設を有し営む者
- (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者のうち、市内でタクシー事業(個人タクシーを含む。)貸切バス事業を営む者
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条の規定により、沖縄県公安委員会の認定を受け、市内で自動車運転代行業

を営む者

- (5) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により、観光庁長官の行う登録を受け、市内で旅行業を営む者
- (6) 出店業(主な業とするものに限る。)、観光関連のイベント業、小売業(土産品を扱うものに限る。)、その他観光関連業を営む者
- (7) 観光施設(観光施設財団抵当法(昭和43年法律第91号)第2条に規定する観光施設を言う。以下同じ。)を営む者
- (8) 市内で飲食店等を経営し、沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策による営業時間短縮協力金を受けておらず、今後も当該給付を受ける予定がない者
- (9) 飲食店運営に必要な飲食品、器具、その他備品を納品する食品加工事業者又は卸売業者
- (10) 飲食店の営業時間短縮により売上に影響を受けた飲食店関連事業を営む者

●対象者の要件

- (1) 令和2年1月1日から市内において事業を継続し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げに影響を受けている者で、緊急事態宣言等の影響により、令和2年1月～令和3年3月の収入が、令和元年の同月比で50%以上減少している者で今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれにも該当しない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項各号に該当する営業又は社会通念上、同号の営業と認められるものは除く。

●給付額

給付金の額は、下記に定める額とする。

※給付金の給付については、対象者につき1回とする

対象業種	事業内容	助成金の額	備考
宿泊業	ホテル 簡易宿所 民泊施設	100,000円	客室数が1室から10室まで
		客室数×10,000円	客室数が11室から200室まで
		2,000,000円	201室以上
旅客自動車 運送事業者	貸切バス	20,000円	1台につき
	法人タクシー	10,000円	1台につき
	個人タクシー	100,000円	1事業者につき
	レンタカー	100,000円	1事業者につき
	運転代行業	100,000円	1事業者につき
観光 イベント 関連事業	観光施設 体験観光 小売業(お土産品店) イベント業 出店業 その他観光関連 事業	100,000円	1事業者につき
飲食業 関連事業	飲食店 飲食店関連事業	100,000円	1事業者につき

●申請について

(1)申請期間

令和3年4月22日(木)～令和3年5月31日(月) ※5月31日事務局必着

《注意》申請期限後(令和3年6月1日(火)以降)に到着した場合は、一切受付することができません。また、申請期限までに全ての提出書類が揃っていることが必要となります。

申請期限において書類に不備がある場合は不交付となる場合がございますので、申請書はお早目の提出をお願いします。

	名称	備考
1	交付申請書兼請求書(様式1)	該当事業の用紙に記入
2	誓約書兼同意書(様式2)	押印必須
3	事業所代表者の身分証明書の写し	運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1点。 ※上記がない場合は「住民票、健康保険証」の2点
4	営業許可証等の写し	※営業許可が必要ない場合は「確定申告書の写し」
5	通帳の写し	通帳の表紙と中面(1、2ページ)
6	売上減少が分かる書類 (確定申告書、売上台帳等)	持続化給付金受領者は提出省略可 ■持続化給付金ハガキの写しを添付。 ※紛失の方は書類確認のため会場でのご確認となります。 <u>事前予約を行った上で、通帳(原本)をご持参ください。</u>
7	履歴事項全部証明書(法人の場合)	持続化給付金受領者は提出省略可
8	その他市長が必要と認めるもの	上記の資料以外も提出資料を求められる場合があります。

●提出方法について

申請書の提出方法は原則として下記の宛先へ郵送お願いします。(5/31必着)

〒901-0306

沖縄県糸満市西崎町3丁目1(ホテルスポーツロッジ糸満内)

糸満市支援給付金事業事務局 宛て

●提出後の留意点

(1)状況に応じて実態調査を行わせていただく事がありますので、ご了承ください。

(2)書類受付後、事務局で書類確認を行い、給付の可否をお知らせするため、「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を送付します。**口座への入金は3週間前後を要する見込みです。**

(3)確認事項がある場合には発信番号「080-6499-8656」または「080-6499-8658」より確認の電話がありますので、応答または折り返しいただきますようお願いいたします。

※申請に不備(書類漏れや記入漏れ等)があった場合は、ご連絡がついての対応となるため、入金が遅れる場合がございますのでご注意ください。

※事務局からお電話しても一定期間連絡が取れない場合は、申請書を返送します。

●相談・申請書確認等について

「給付金事業に関する相談」や「提出前の申請書の確認等」をご希望の方は相談窓口を設置しておりますので、下記にお問い合わせの上、ご来館ください。

相談窓口(完全予約制)

【お問合せ先】

糸満市支援給付金事業事務局 (土日祝休み)

TEL ①080-6499-8656 10:00~17:00

②080-6499-8658 ※いずれかの番号へおかけください

【会場】 ホテルスポーツロッジ糸満(沖縄県糸満市西崎町3丁目1)

【事業に関する相談・申請書類等の確認期間】

令和3年4月22日(木)~令和3年5月28日(金)

◎お越しの際はマスクの着用をお願いいたします◎